

## 高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜の把握の進め方について

平成 30 年 10 月  
環境省廃棄物規制課

### 1. 背景・方向性

昭和 40 年代に製造された塩化ゴム系の塗料には、可塑剤として PCB が使用されたものがあり、従前より、そうした塗料が塗られた橋梁等の塗膜の一部から高濃度 PCB 廃棄物が確認されているものの、橋梁の一部を除き網羅的な把握やそのための調査はこれまで行われていない状況にある。

高濃度 PCB 廃棄物については、事業者（公的機関を含む。）が自ら調査・把握することが原則であるところ、塗膜に関しては下記の特徴がある。

- 可能性のある施設・設備のかなりの割合が橋梁その他の公共インフラであり、管理主体が国や自治体などの公的機関であるものが多い。
- 公的機関以外であっても、インフラを管理する公共性の高い一部の業界（高速道路事業者、ガス会社等）の事業者が想定されている。

こうした点を踏まえ、高濃度 PCB 廃棄物となる塗膜の把握については、PCB 廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定。以下「基本計画」という。）に基づく政府率先実行の観点から、各省庁において調査を実施すると同時に、自治体に対する情報提供、民間事業者へ周知の上、調査を行うこととしたい。具体的には下記のとおり。

- 国の機関：政府率先実行の枠組みを用いて、各省庁別にそれぞれ調査を行った上で、PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）の枠組みにおいて結果を取りまとめる。
- 自治体：環境省及び各施設の所管省庁と連携して調査に必要な情報の提供等を行い（環境省から都道府県市の廃棄物部局に通知した上で、各施設の所管省庁から自治体の当該施設を管理する部局に行く）、基本計画に基づく率先実行の観点から、自治体自ら調査を行った上で都道府県市（廃棄物部局）ごとに取りまとめる。
- 民間事業者：所管省庁から業界団体等に対し調査・処分（委託）の必要性について周知を行い、事業者による実施を促す。

### 2. PCB 含有塗料及び使用施設・設備

PCB を可塑剤として使用したことが確認された塗料（PCB 含有塗料）はすべて塩化ゴム系塗料であり、製造期間は、これらの塗料が最初に製造された昭和 41 年から、通商産業省（当時）による製造中止の通達が出された昭和 47 年 1 月までである。

これまで PCB を含有する塗膜が確認されている施設は橋梁に加え、洞門及び排水機場の鋼構造物がある。なお、橋梁については、「鋼道路橋塗装便覧（昭和 46 年（社）日本道

路協会)」において塩化ゴム系塗料が標準仕様として規定されている。

また、「水門鉄管技術基準（昭和48年（社）水門鉄管協会）」にて塩化ゴム系塗料が標準仕様として規定されているため、水門等の鋼構造物でもPCB含有塗料の使用の可能性があるほか、関係団体への調査によると、鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等）や船舶にも使用された可能性がある。

PCB含有塗料の使用等が正式に中止されたのは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が施行された昭和49年4月であることから、上記の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年の期間に建設又は塗装されたものに使用された可能性がある。

### 3. 調査方法

2.を踏まえ、各調査主体（国の機関、自治体、民間事業者）において、上記施設で昭和41年から昭和49年の期間に建設又は塗装（塗り替え含む）されたものを抽出し、昭和50年以降に塗装の完全塗り替えがされていないものを把握する。

で把握されたものについて、上記の標準仕様に基づき作成された工事仕様書、設計書等からPCB含有塗料の使用の有無を把握し、使用が認められた場合にはサンプル採取及び含有量試験を行い、高濃度にPCBを含有しているかどうかを確認する。また、こうした書類が残存しない場合にも、サンプル採取及び含有量試験を行うこととする。

の結果を踏まえ、高濃度と判定された施設の概況、数量及び当該施設において発生する塗膜の量を整理する。

### 4. スケジュール（想定）

平成30年10月～11月 関係省庁連絡会議において、把握の進め方について説明。

関係省庁に対し環境省から調査を依頼の上、関係省庁において調査を開始。

関係省庁から自治体に対して情報提供を行い、各自治体において調査開始。

関係省庁から業界団体に対して周知を行い、各業界団体に属する民間事業者において調査開始。

平成30年度中目途 進捗状況を確認し、必要に応じ課題整理。

平成31年9月末 JESCO北九州・大阪・豊田事業エリア（東海地方以西の各府県）について調査終了。

平成33年9月末 JESCO北海道・東京事業エリア（関東以北の各都道県）について調査終了。

平成33年3月 JESCO北九州・大阪・豊田事業エリア（東海地方以西の各県）における処分期間の末日

平成35年3月 JESCO北海道・東京事業エリア（関東以北の各県）における処分期間の末日